

(第三類 第一號) 第七十二回 帝國議會 請願委員會 議

# 請願委員會議錄(速記)第二回

(二五)

昭和十二年九月八日(水曜日)午前九時二十  
九分開議

出席委員左ノ如シ  
委員長 菅野善右衛門君  
理事坂東幸太郎君 理事片岡 恒一君  
理事宮本雄一郎君 理事高橋圓三郎君  
理事鈴木 正吾君 理事菊地養之輔君  
永山 忠則君 田中 耕君  
堀内 良平君 山田 順策君  
宮本雄一郎君 宇賀 四郎君  
森下 國雄君 瀧澤 七郎君  
江原 三郎君 熊谷五右衛門君  
高木条太郎君 百瀬 渡君  
江羅直三郎君 朴 春 琴君  
津倉 亀作君 北 咲吉君  
森田 福市君 鶴 物市君  
安倍 寛君 大島 寅吉君  
山田 六郎君 同 青木 亮貫君  
野口 喜一君 同 八田 宗吉君  
松井 郡治君 同 小笠原八十美君  
上田 孝吉君 同 中原 謹司君  
松田 正一君 川合 義一君  
同 今成留之助君

國光 五郎君 田原 春次君  
松田喜三郎君 太田 理一君  
青木 作雄君  
農務省所管  
内務省所管  
陸軍參與官 木村 正義君  
文部參與官 池崎 忠孝君  
文部省普通學務局長 藤野 恵君  
農林省農務局長 小濱 八彌君  
商工書記官 波江野 繁君  
遞信參與官 犬養 健君  
鐵道政務次官 田尻 生五君  
委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ  
文部省所管

本日ノ會議ニ上リタル請願左ノ如シ  
内務省所管  
二 一鳥取港築造ニ關スル件(第九號)  
二 一 工業組合製品ニ關シ陸、海軍及鐵道  
三省ヲ除ク各省ト隨意契約許可ノ件  
(第七號)  
三 一 新田義貞公記念切手發行ニ關スル件  
(第二〇號)  
三 一 新田義貞公記念切手發行ニ關スル件  
(第四號)  
三 一 上木島郵便局ニ電話架設ノ件(第一  
件(第八號))  
二 一 平館、久慈間省營自動車運輸開始  
件(第六號)  
二 一 平館、久慈間省營自動車運輸開始  
件(第一〇號)  
三 一 新田義貞公事蹟教科書増補ニ關スル  
件(第三號)  
二 一 應召小學校青年學校教員及指導員現  
職給國庫負擔ノ件(第三二號)  
三 一 久慈、斐野間鐵道速成ノ件(第五號)  
四 一 野澤、柳津間鐵道敷設ノ件(第一三  
號、第一四號)  
五 一 鶴岡、羽前高松間鐵道敷設ノ件(第  
六 一 鶴岡、大島間鐵道速成ノ件(第二〇  
號)  
七 一 湖南鐵道敷設ノ件(第一三號)

商工省所管  
二 一 工業組合製品ニ關シ陸、海軍及鐵道  
三省ヲ除ク各省ト隨意契約許可ノ件  
(第七號)  
三 一 新田義貞公記念切手發行ニ關スル件  
(第二〇號)  
三 一 新田義貞公記念切手發行ニ關スル件  
(第四號)  
三 一 上木島郵便局ニ電話架設ノ件(第一  
件(第八號))  
二 一 平館、久慈間省營自動車運輸開始  
件(第六號)  
二 一 平館、久慈間省營自動車運輸開始  
件(第一〇號)  
三 一 新田義貞公事蹟教科書増補ニ關スル  
件(第三號)  
二 一 應召小學校青年學校教員及指導員現  
職給國庫負擔ノ件(第三二號)  
三 一 久慈、斐野間鐵道速成ノ件(第五號)  
四 一 野澤、柳津間鐵道敷設ノ件(第一三  
號、第一四號)  
五 一 鶴岡、羽前高松間鐵道敷設ノ件(第  
六 一 鶴岡、大島間鐵道速成ノ件(第二〇  
號)  
七 一 湖南鐵道敷設ノ件(第一三號)

八 喜多方、米澤間鐵道速成ノ件（第二四號）

九 伊北村大字石伏ニ停車場設置ノ件

（第二二號）

一〇 旭田村大字落合ニ停車場設置ノ件

（第一五號）

一一 今市、田島線瀧原通過竝停車場設置ノ件

（第一六號）

一二 五條、新宮線野原町通過竝停車場設置ニ關スル件（第二六號）

一三 指宿中學校門前附近ニ簡易停車場設置ニ關スル件（第二七號）

一四 原谷村大字檜原ニ停車場設置ノ件

（第三一號）

○菅野委員長 是ヨリ開會致シマス、會期終了日デアリマスルカラ、紹介議員ノ方ニモ御注意ヲ願ッテ、相成ベク簡明ニ御説明ヲ

願ヒタイト思フノデアリマス、日程第一、請願文書表ノ第九號デアリマスルガ、鳥取港築造ニ關スル件——紹介議員稻田直道君

○稻田直道君

本請願ハ直接此時局ニ關係ガアルト云フコトデアリマセヌケレドモ、今私共ノ郷里ノ兵隊十師團ハ北支地方ニ於テ奮闘シテ居リマス、其銃後ノ我ガ地

方ニ於ケル熱望ト致シマシテ、商工會議所ノ會頭其他ヨリ請願シテ參リマシタノデ紹

介シタ次第デアリマス、我ガ鳥取縣ハ日本國中ニ於キマシテモ一番水害ノ多イ縣デアリマシテ、其負債モ殆ド全國隨一ト謂ハレ

ル位ナ負債ガアリマシテ、貧乏縣トシテ有

名ナ縣デアリマス、其縣廳所在地デアリマスル鳥取市ヲ流レテ居リマスル袋川ト云フ

小サイ川ガアリマス、其下流ノ方ニ於キマシテ千代川ト云フ水害ノ根據ヲ成シテ居リ

マス川ガアリマスルガ、其千代川ハ先年五

六百万圓ノ金デ以テ、復舊竝ニ改修工事ヲ

ヤリマシテ、立派ニナリマシタガ、其河口ニ

アリマスル賀露ト云フ町ヲ今回鳥取市ニ編

入致シマシタ、此賀露ト云フ港ニ船ガ少々

ガ狭イノデ、今度河口ヲ内務省デ改修致シテ戴キマス序ニ、少額ノ金ガアリマスルナラ

バ港ガ稍大キクナツテ、一三百噸ノ蒸氣船ガ

入ルヤウニナルダラウト思ッテ居リマス、人

爲ヲ以テ發達ニ困難デアリマス山陰道ノ此

ノ鳥取市附近ヲシテ、將來發展ノ餘地アラシ

ムモノハ、人工ニ依ル港灣ノ改築ト云フ

コトガ、非常ニ大イナル任務ヲ齎スモノデ

アルト云フ意味ニ於テ、請願ヲシテ居ルノ

モ、今私共ノ郷里ノ兵隊十師團ハ北支地方ニ於テ奮闘シテ居リマス、其銃後ノ我ガ地

デアリマスカラ、ドウカ皆サンニ於カレマ

シテモ、此趣旨ヲ御諒承下サイマシテ、東

北ニ劣ラザル山陰道ノ鳥取縣ヲ救ウテヤルト云フ意味ニ於テ、御贊成ヲ希望致ス次第

ト云フアリマス

○坂東委員 此際政府ノ御意見ヲ伺ヒマス

○木村政府委員 只今御説明ノ鳥取港ハ、

山陰道地方ニハ港灣ガ乏シトイ云フ状況デ

アリマスシ、此修築ニ付テハ當局ニ於キマシテモ必要ト認メテ居リマス、唯併ナガラ

シテモ必要ト認メテ居リマス、唯併ナガラ

是ハ地方港灣トシテ縣ニ於テ修築ヲ致サレ

ル譯デアリマシテ、ソレニ對シテ國ガ補助ヲ致ス、斯ウ云フ關係ニナッテ居リマス

ガ、先程申述ベマシタヤウナ事由デ、十分

一箇年三百餘隻ヲ收容シ、且ツ太平洋上ニ

益、發展ノ途上ニアリマス、其他避難船ハ

ス、更ニ魚族漁獲高ハ百六十萬餘圓デ、最近

百九十餘隻、帆船二万九千六百餘艘デアリ

マス、又旅客乗降人員約十五万人デアリマ

ス、出漁スルモノ、航行船舶竝ニ軍艦等ノ寄港

スルモノガ、日ニ増加ノ傾向ニアリマス、

將來當局ニ於テモ考慮ヲ致シタイト考ヘテ居リマス

○菅野委員 無事上ヨリモ極メテ重要ナル使命ヲ有シテ居ルノデアリマス、即チ本港ハ四面山ヲ以テ圍マレ、僅ニ一部ニ港口アル良港デアリマシテ、風波ノ憂ハ絶対ニナイノデアリマスガ、唯憾ムラクハ港内東方ニ散在スル面積約三千平方米ノ暗礁ガアリマシテ、此除去スペキ岩礁十万立方米ノ爲ニ、港内ノ活用上多大ノ支障ヲ來シテ居リマシテ、アタラ良港モ利用價值半減シテ居ル状況デアリマス、當該請願町デアリマス勝浦町ニ於テ、改良ヲ望ムコト年久シイノデアリマスガ、何分微力ナル町ノ財政力ヲ以テ除去

工費三十六萬餘圓ノ工事施行ニ堪ヘ難イ次

リマス、元來勝浦港ハ紀南ノ南端デ太平洋ニ面シタ商港竝ニ漁港デアリマス、大阪灣ヨリ伊勢灣ニ至ル間、三重和歌山兩縣下ノ

唯一ノ良港デアリマス、即チ一箇年ノ輸出

入貨物三十一万一千餘噸、此價格二千二百三十餘圓デアリマス、入港船舶汽船六千九

百九十九隻、帆船二万九千六百餘艘デアリ

マス、又旅客乗降人員約十五万人デアリマ

ス、更ニ魚族漁獲高ハ百六十萬餘圓デ、最近

百九十餘隻、帆船二万九千六百餘艘デアリ

マス、又旅客乗降人員約十五万人デアリマ

第デアリマス、故ニ昭和十三年度ニ於テ國庫補助金ヲ交付セラレテ、和歌山縣ヲシテ改良工事ヲ遂行セラレタイノデアリマス、尙ホ右ノ工事ニ付キ町ノ負擔スペキ部分ハ、既ニ町會ノ議決ヲ經テ居ル次第デアリマス、何卒右願意御聽届ケノ上御採擇ヲ願ヒマス、尙ホ此際内務省ノ御意見ヲ伺フコトガ出來タナラバ幸デアリマス

○木村政府委員 勝浦港ノ港内ニアル暗礁ノ取除ケニ付キマシテハ、當局ニ於キマシテモ從來屢々陳情ヲ受ケテ居ル所デアリマス、是ハ將來財政ノ許ス限り、政府ニ於キマシテモ適當ニ考慮致シタイト考ヘテ居リマス

○坂東委員 御採擇アランコトヲ望ミマス〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○菅野委員長 異議ナシト認メマシテ採擇ニ決シマス

○菅野委員長 日程第三、魚野川河川砂防竝改修工事擴張ノ件——紹介議員今成留之助君

○今成留之助君 本案ノ紹介ハ同僚ノ加藤知正君ト共同デアリマシテ、加藤君が御見エニナリマセスカラ、私代ッテ御説明申上げ

タイト思ヒマス、此請願者ハ上村守策外十

七名デゴザイマスケレドモ、南魚沼郡ノ全町村長ノ一致シタ請願ニナッテ居リマス、請願ノ趣旨ハ大體此處ニ記載シテゴザイマス

ガ、要スルニ此越後ノ平野ヲ流レテ居リマス信濃川ノ上流ノ支流デアリマス魚野川ハ、年々歲々水害ヲ生ジマスノデ、此河川ノ改修ト其又支流ノ砂防工事ヲ完成シナケレバ、

水害ヲ除去スルコトハ出來ナイノデアリマス、從來ノ政府ノヤリ方ハ、耕地ノ多イ平野ノ方ノ堤防其他ノ改良改修ヲ爲サル趣旨

デアリマスノデ、本來水害ノ除去工事ハ、カツクノデアリマセウカ、下流ノ方ハ、信濃川ノ堤防其他ガ完備致シマシテ、有名ナ越後平野ニナッテ居リマスガ、上流ノ方面ニ於

ケル改修ニハ、政府デ御力ノ御入レ方ガ足ラヌ爲ニ、年々非常ナ水害ガアリマシテ、昭和十年九月ニモ大水害ヲ被リマシタ、本

年ノ六月下旬ニモ大水害ヲ被リマシテ、上越線ハ一週間モ不通ニナッタ云フ有様デ

ニ思ヒラ致サレマシテ、砂防工事、河川改修工事ヲ實行サレツ、アリマスガ、洵ニ僅少ナ費用デアリマシテ、到底此水害ヲ除去

スル譯ニ行カナイノデアリマス、折角工事ヲナサッテモ、片端カラ賽ノ河原ノヤウニヤ

ラレルノデ、此請願ノ趣旨ノ通リニ、其規模ヲ擴大シテ戴キマシテ、サウンテモウ少

シ急速ニ此工事ヲヤッテ戴キタイ、是ハ技術ノ方面ニ於テハ大變御同情、御賛成下サッテ

居ルノデアリマスガ、ドウモ行政上ノ方面ニナリマスルト、色々ナ都合デ吾々ノ希望

ト其又支流ノ砂防工事ヲ完成シナケレバ、ガ達成出来ルナラバ政府ノ方ノ御言明ヲ願ヒ

ノ御同情アル御採擇ヲ御願ヒ致シマシテ、若シ出來ルナラバ政府ノ方ノ御言明ヲ願ヒ

タイト思ヒマス

○木村政府委員 此魚野川筋ノ治水ノ重要ナルコトハ、政府デモ認メマシテ、昭和十二

年度カラ其上流ノ水源地方ニ付テハ、國ノ直轄事業トシテ砂防工事ヲ行フコトニナッテ

居リマス、又只今御説明ノヤウニ下流ノ方面ニ付キマシテハ、縣ノ事業ト致シマシテ、

ノ豪雨ニ因ル耕地關係ノ水害復舊ニ對シテ、國庫カラ助成セラレンコトヲ請願スルト云

フ趣旨デアリマス、是ハ獨リ私ノ紹介シテ居ル廣島縣ダケデハアリマセヌデ、全國的

ニ此請願ガ出テ居ル、全部同ジヤウニ申上

ゲテモ宜イノデアリマスガ、此六月七月ノ豪雨ニ因ル各府縣町村ノ耕地、並ニ耕地關係施設ノ被害ハ、大變大キカツクノデアリマシテ、是ガ復舊ハ一日モ速カニシナケレ

バナラヌノデアリマスルガ、御承知ノ通り

ニ農村ハ疲弊困憊其極ニ達シテ居リマスル

○菅野委員長 御異議ナシト認メマシテ採擇ニ決シマス

○菅野委員長 御採擇アランコトヲ望ミマス〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

三

ノト、殊ニ此時局ニ際シマシテ働く青年へ、  
非常ニ澤山ナ動員ヲ受ケテ出テ居ルト云フ  
ナラヌノデアリマス、ドウゾ國家トシテモ  
ヤウナコトデアリマス、是等ノ銃後ヲ充實  
サス爲ニモ、速カニ此復舊ヲ致サナケレバ  
財政上御困リノ折柄デモアリマセウガ、斯  
様ナコトハ、ヤハリ此時局ニ際シマシテ速  
カニ私ハ助成ヲ與ヘテ、復舊ヲサシテ置ク  
コトガ宜イカト考ヘラレマスノデ、ドウゾ  
一ツ委員各位ノ御諒解ヲ得マシテ、本請願  
ヲ採擇セラレ、且ツ當局ノ御考モ承ッテ置キ  
タイト考ヘルノデアリマス

丁度召集令狀ノ發セラレマシタ其日ニ水害  
ガアリマシテ、土地ガ流レテ居ルノヲ見ナ  
ガラ召集ニ應ジタト云フヤウナ狀態モゴザ  
イマンテ、農村ノ實情ニ鑑ミマシテ、此際  
至急何トカシナケレバナラスト云フノデ、  
著々折角調査ヲ進メテ居ル譯ズアリマス、  
其點御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス  
○坂東委員 相當理由ノアル請願デアリマ  
スカラ、御採擇アランコトヲ望ミマス  
〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

○菅野委員長 ソレデハ文書表ノ第一號、

第一二五號、何レモ同趣旨ノモノデアリマスルカラ、一括致シマシテ採擇ニ決シマス

○菅野委員長 陸軍省關係ヲヤル譯デス

ガ、政府ノ都合ガアリマスノデ、文部省所

管ニ移リ、文書表ノ第三號、新田義貞  
公事蹟教科書増補ニ關スル件——紹介議員

熊谷五右衛門君

○前各委員 和此詔明ノ久シ長久ナリテ  
スガ、ドウゾ 一ツ御許シヲ願ヒタウゴザイ

マス、時局重大ノ折柄建武中興ノ大忠臣新

日暮貝公へ不白令外ノ旨ニ一々國定要  
科書ノ増補ヲ御願シタイト云フ請願デアリ  
マス、其要旨ヲ説明申上ゲマスカラ、暫ク

ノ間御清聽ヲ煩へシタインデアリマス  
春風秋雨六百年、新田義貞公ガ延元三年  
閏七月二日越前國藤島燈明寺畷ニ於テ武運  
拙ク戰死サレタノデアリマシテ、明十三年  
ハ丁度六百年ノ忌辰ヲ迎ヘルコトニナッタ  
サレタル福井ノ兩縣下ニ於キマシテハ十數  
万金ヲ醵金致シマシテ、祭典竝ニ各種ノ記  
念事業ニ付テ著々準備シテ居ル次第デアリ  
マス、私共同志ハ此記念スペキ時ニ當リマ  
シテ、義貞公及ビ一族郎黨ノ功蹟竝ニ勳王  
ノ精神ヲ酌ミマシテ、尊王精神ヲ彌ガ上ニ  
モ徹底セシメント欲スルノデアリマシテ、  
教科書ノ増補ヲ願ヒタイト思フノデアリマ  
ス、元弘三年五月二十二日彼ノ暴屍飽ナキ  
朝敵北條高時ヲ討チ、鎌倉幕府ヲ倒シ、叡  
慮ヲ安ンジ奉リタル一大偉勲ハ、國民齊シ  
ノ第一ノ功蹟、即チ建武中興ノ出來上ッタ  
ト云フノヘ偏ニ新田公ノ誠忠ノ勳功デアリ  
マス、建武中興ノ功蹟成ルヤ、京都ニハ武  
者所ヲ設ケラレマシテ、第一番ヨリ第六番  
マデノ頭人ガ置カレマシタガ、其四番マデ  
ハ皆義貞公ノ一族ヲ以テ占メラレテ居ツタ  
ノデアリマス、又義貞公モ大將軍節度使、  
十六箇國管領、左近衛ノ中將ト云フ重キ官

ノ間御清聽ヲ煩へシタイノデアリマス  
春風秋雨六百年、新田義貞公ガ延元三年  
閏七月二日越前國藤島燈明寺畷ニ於テ武運  
拙ク戰死サレタノデアリマシテ、明十三年  
ハ丁度六百年ノ忌辰ヲ迎ヘルコトニナツタ  
ノデアリマス、ソレデ誕生地ノ群馬、戰死  
サレタル福井ノ兩縣下ニ於キマシテヘ十數  
万金ヲ釀金致シマシテ、祭典竝ニ各種ノ記  
念事業ニ付テ著々準備シテ居ル次第アリ  
マス、私共同志ハ此記念スペキ時ニ當リマ

シテ、義貞公及ビ一族郎黨ノ功蹟竝ニ勤王

ノ精神ヲ醉ミマシテ、尊王精神ヲ強カ上ニ  
モ徹底セシメント欲スルノデアリマシテ、  
教科書ノ増補ヲ願ヒタイト思フノデアリマ

ス、元弘三年五月二十二日彼ノ暴戾餉ナキ

慮ヲ安シジ奉リタル一大偉勳ハ、國民齊シ

ク稱讚申上ゲル所テアリマシテ 建武中興  
ノ第一ノ功蹟、即チ建武中興ノ出來上ツタ

ト云フノハ偏ニ新田公ノ誠忠ノ勳功デアリ  
ト云フノハ偏ニ新田公ノ誠忠ノ勳功デアリ

マヌ 建武中興ノ功蹟成ルヤ 京都ニハ武者所ヲ設ケラレマシテ、第一番ヨリ第六番

マデノ頭人ガ置カレマシタガ、其四番マデ

ノデアリマス、又義貞公モ大將軍節度使、  
十六箇國管領、左近衛ノ中將ト云フ重キ官

位ニ就カレテ居リマシテ、皇室ノ御信任ノ頗ル厚カツタコトモ、拜察出來ルノデアリマス、義貞公ガ元弘三年五月八日上州生品明神ノ社前ニ於テ一族郎黨ヲ糾合シ、義旗ヲ翻シマシテ、十五日目ニ彼ノ鎌倉ヲ倒滅セシメテヨリ、爾來一死以テ君恩ニ報イントシテ、東海、中國、近畿、北國等ニ苦戦健闘一日ノ寧日モナク、其間六箇年ノ長キ、戰死ノ享年三十八歳ノ曉ニ至ルマデノ涙グマシキ事蹟ハ千載ノ下感涙禁ジ得ザルモノガアリマス、又公ハ仁俠忠勇大親分ノ氣性ヲ以テ天龍川竝ニ播磨ノ加古川、兵庫ノ生田ノ森ニ退陣ノ際ハ、必ズ殿シテ麾下ヲ愛護シタルコト、天龍川ニ於テ自分ノ架シタル舟橋ヲ敵將軍尊氏ニ引渡シテ感激セシメタルコト、小山田高家ガ青麥ヲ刈取りテ軍律ヲ犯シタルヲ調べタルニ、武器馬具ノ備アリテ糧食ガナカツタノニ是レ我ノ罪ナリトシテ糧食ヲ與ヘ、地主ニ小袖二重ヲ贈シテ賠償シタト云フコトデアリマス、越前ノ燈明寺駿ノ合戦衆寡敵セザルヲ以テ部下ガ之ヲ諫メタノニ際シ、士ヲ失ッテ獨リ免ル、ハ我意ニアラズトシテ、挺身田圃ノ畔傳ヒニ出向キマシタ所、愛馬ガ敵矢ニ斃レマシタ、其下敷トナツタ時ニ流矢ニ中ッテ、自ラ首ヲ刎ネテ花ト散ツタノデアリマス、千載ノ

下感激ノ熱淚ヲ絞ラシメルモノガアリマス、此時御宸翰ヲ錦欄ノ守袋ニ收メテ、肌身離サズ守護シ奉ッタ純忠至誠、死シテ尙且ツ君恩ニ報イントスル公ノ心情ハ眞ニ涙ヲ潤シマス、其長子越前守義顯ガ越前金ヶ崎城ニ籠城シ是ガ陷ラントスル際、一ノ宮ノ御前ニ參リ「今ハ是マデト覺ヘ候、我等力ナク、弓箭ノ名ヲ惜ム家ニテ候間自害仕ラシ、上様ノ御事ハタトヘ敵ノ中ヘ御出候トモ失ヒ進ラスルマデノ事ハヨモ候ハジト申上ゲレバ一ノ宮様イツモヨリ御快ゲニ打チ笑マセ給ヒテ主上帝都へ還幸成リシ時我元首ノ將タルヲ以テ汝ヲ以テ股肱ノ臣クラシム夫レ股肱ナクシテ元首持ツコトヲ得ンヤサレバ吾命ヲ白刃ノ上ニ縮メテ怨ミヲ黄泉ノ下ニ酬イント思フナリ抑、モ自刃ヲバ如何ヤウニシタルガヨキゾト仰セラレケレバ義顯感涙ヲ抑ヘテ斯様ニ仕ルモノニテ候フト申シモハテズ刀ヲ逆手ニ左ノ脇ヲ切り破リ其刀ヲ宮様ノ御前ニ差シ置キ打伏シニナリテゾ死ニケル、一ノ宮様ヤガテ其ノ刀ヲ召サレ御覽ズルニ柄ニハ血餘リ滑リケレバ御衣ノ袖ニテ刀ノ柄ヲ巻カセ給ヒテ御胸ノ邊リニ突キ立テ義顯ガ上ニ伏サセ給フ誠ニ恐レ多イ次第御座リマス、ソコデ頭太夫行房、里見時義、武田與一、氣比氏治、太

田法眼以下イサ宮ノ御供仕ラント三百餘人差シ違ヒノヤガ上ニ重リテ壯烈ノ最後シマス、其長子越前守義顯ガ越前金ヶ崎城ニ籠城シ是ガ陷ラントスル際、一ノ宮ノ御

ガ、オ長イノデシタラ、其原稿ヲ速記ニ載ガ、オ長イノデシタラ、其原稿ヲ速記ニ載セルコトニシテ、最後ノ要旨ヲ御述ヲ願フコトニシテハ如何デゴザイマセウ

ヲ遂ケタリ……」

○菅野委員長 熊谷サン一寸御照會シマス

ガ、オ長イノデシタラ、其原稿ヲ速記ニ載

セルコトニシテ、最後ノ要旨ヲ御述ヲ願フ

田義貞公「ト云フ一課ヲ設ケマシテ其事蹟

コトニシテハ如何デゴザイマセウ

○熊谷委員 ソレデハサウ云フコトニ致シ

マス、斯ク申上ゲマスル如ク新田公ハ六年

間沟ニ誠忠ヲ盡サレテ戰死サレタノデアリ

マスガ、此義貞公ノ事蹟ニ付テハ國定教科

書ニハ唯越前ノ木目咲ト云フ處デ雪ニ遭ウ

トシテ補正成公ト列ベテ重ク取扱テ居ル

トシテ補正成公ト列ベテ重ク取扱テ居ル

ノデアリマス、又高等小學校ノ國史ノ上卷

第二十三ニハ「北條氏ノ滅亡」ト云フノガアリ、第二十四ニハ「建武ノ中興」及ビ第二十

五ニハ「吉野ノ朝廷」ト云フ三課ヲ設ケラレ

テ困ッタト云フコトシカ出テアリマセヌノ

デ、斯ウ云フ涙グマシイコトヲ其ノ御調べ

下サッテ、是非此教科書増補ヲシテ欲シイ

ト云フ請願デアリマス、何卒當局ニ於カレ

テモ是非之ヲ御聞入レテ願ヒタウゴザイマ

ス、委員長及ビ各委員諸君ニ於カレマシテ

事實ニ付テハ縷々詳説シテアッテ、其忠誠ヲ

教ヘテアルノデアリマス、尙ホ教師用ノ書

物ノ中ニハ御示シノ事實ノ武者所頭人トシ

テノ新田氏ノ事蹟ナドニ付キマシテ一々舉

ゲテ居リマシテ、詳シク説明シテアッテ、教

師ノ便ヲ圖ッテ居ルノデアリマス、併ナガ

ラ新田義貞公ノ忠誠ノ事實ニ付キマシテ

ハ、只今御提案ノ御説明ト何等違ッタ考ラ

持ツテ居リマセヌノデ、全ク同感デアリマ

スカラ、右ノ教科書ノ取扱ニ付キマシテハ

教師ガ其精神ヲ籠メテ新田義貞公ノ忠誠ヲ

兒童ニ教へ込ミマスルヤウニ、今後尙ホ之

ニ付キマシテハ國定教科書中唯一箇所何ガシノ事ガ記載シテアルト云フヤウナ仰セデアリマシタガ、是ハ或ハ何カノ誤解ヲ爲サツアルカト思ヒマスカラ此儘採擇アランコトヲ望ミマス

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○菅野委員長 ソレデハ採擇ニ決シマス

トシテ補正成公ト列ベテ重ク取扱テ居ル

ノデアリマス、又高等小學校ノ國史ノ上卷

第二十三ニハ「北條氏ノ滅亡」ト云フノガアリ、第二十四ニハ「建武ノ中興」及ビ第二十

五ニハ「吉野ノ朝廷」ト云フ三課ヲ設ケラレ

テ困ッタト云フコトシカ出テアリマセヌノ

デ、斯ウ云フ涙グマシイコトヲ其ノ御調べ

下サッテ、是非此教科書増補ヲシテ欲シイ

ト云フ請願デアリマス、何卒當局ニ於カレ

テモ是非之ヲ御聞入レテ願ヒタウゴザイマ

ス、委員長及ビ各委員諸君ニ於カレマシテ

事實ニ付テハ縷々詳説シテアッテ、其忠誠ヲ

教ヘテアルノデアリマス、尙ホ教師用ノ書

物ノ中ニハ御示シノ事實ノ武者所頭人トシ

テノ新田氏ノ事蹟ナドニ付キマシテ一々舉

ゲテ居リマシテ、詳シク説明シテアッテ、教

師ノ便ヲ圖ッテ居ルノデアリマス、併ナガ

ラ新田義貞公ノ忠誠ノ事實ニ付キマシテ

ハ、只今御提案ノ御説明ト何等違ッタ考ラ

持ツテ居リマセヌノデ、全ク同感デアリマ

スカラ、右ノ教科書ノ取扱ニ付キマシテハ

教師ガ其精神ヲ籠メテ新田義貞公ノ忠誠ヲ

兒童ニ教へ込ミマスルヤウニ、今後尙ホ之

ニ付キマシテハ國定教科書中唯一箇所何ガシノ事ガ記載シテアルト云フヤウナ仰セデアリマシタガ、是ハ或ハ何カノ誤解ヲ爲サツアルカト思ヒマスカラ此儘採擇アランコトヲ望ミマス

シタイト存ジテ居リマス

○坂東委員 教科書ニハ相當アルト思ヒマスガ、尙ホ御調ベノ上デ、增補スル必要ガ

アルカト思ヒマスカラ此儘採擇アランコトヲ望ミマス



要旨ハ日清、日露ノ兩戰役以來今次事變ニ至

ル迄皇軍奮戰ノ陰ニ在リ其ノ任務ヲ全ウ

シ、不幸敵彈ニ壹レタル物言ハヌ戰士ノ爲

メ靖國神社外苑ニ忠靈塔ヲ建設シ、其遺靈

ヲ慰ムルヘ、動物愛護ノ精神涵養上亦國民

教育上頗ル緊急事ナリト思ヒマス、仍テ政

府ハ速ニ是ガ實現ヲ圖ラレタイト云フノデ

アリマス、政府ノ意見ヲ徵シマス

○比佐政府委員 御趣旨ハ洵ニ御尤ト思フ

ノデアリマス、併シ靖國神社ハ御承知ノ通

リ我ガ忠勇ナル靈ヲ祀ル所デアリマシテ、

神聖ノ土地ト考ヘテ居ルノデアリマス、御

趣旨ノモノヲ靖國神社ノ境内ニ同ジク建設

スルト云フコトハ、考ヘ物ト思フノデアリ

マス、靖國神社以外ノ場所ニ於テ建設ナサ

ルコトハ、言ヲ俟タザル所デアリマス、然

ルニ軍馬ノ生産ニハ廣大ナル所ノ牧野ト良

好ナル飼料ヲ要シマス、又周到ナル飼養管

理ヲ必要ト致シマスノデ、相當ナル費用ヲ

要シテ居ルノデアリマス、近時地方ニ於キ

マシテ盛シニ開墾ヲ致シマシタノデ、牧野

ハ非常ニ減少致シマシタ、ノミナラズ、飼

料ノ騰貴ニ依リマシテ、經濟上ノ打撃ハ非

同意致シ兼ネルノデアリマス

○坂東委員 只今ノ政府委員ノ御意見ハ御

尤ト思ヒマスルカラ、靖國神社以外ノ所ニ

於テ適當ナル方法ヲ講ジテ戴キタイ、サウ

云フ意味ニ於テ御賛成アランコトヲ願ヒマ

ス

○菅野委員長 坂東君ノ動議ノ通リニ決シ  
「賛成」下呼フ者アリ)

マス、而シテ採擇致シマス

○菅野委員長 文書表第二十九號、軍馬購

買頭數ノ增加並購買價格引上ニ關スル

件——紹介議員小笠原八十美君

ノデアリマス、此際軍馬購買ノ價格ヲ相

當増額シ、又購買頭數モ相當ナ增加ラスル

コトニセナケレバ、馬產ノ發達上遺憾ノア

ルコトハ明瞭ナノデアリマス、殊ニ國防上

ヤウデアリマス、此際軍馬購買ノ價格ヲ相

當増額シ、又購買頭數モ相當ナ增加ラスル

コトニセナケレバ、馬產ノ發達上遺憾ノア

リマスルガ、是ガ補充ハ經濟ノ急迫ニ依リ

マシテ、相當ナ困難ヲ來シテ居ルノデアリ

十分考慮ヲ拂ツテ居リマス

○坂東委員 本請願ハ洵ニ理由アルコトト

信ジマスカラ、直チニ採擇アランコトヲ望

ミマス

「異議ナシ」「贊成」ト呼フ者アリ)

○菅野委員長 異議ナシト認メマシテ採擇

ニ決シマス

○中原謹司君 遅レマシテ甚ダ申譯アリマ

セヌガ、先程ノ靖國神社境内ニ從軍動物ノ

忠魂碑ヲ建テルコトニ付テ、出願者ノ考へ

ダ馬產伸展上遺憾ヲ生ズルノデハアルマイ

カト思ハレルノデアリマス、之ニ對シマシ

マスガ、此有様デハ前申上ゲタ通り前途甚

殆ドホンノ申譯的ノモノニ見エルノデアリ

カト思ハレルノデアリマス、之ニ對シマシ

マスガ、此有様デハ前申上ゲタ通り前途甚

殆ドホンノ申譯的ノモノニ見エルノデアリ

カト思ハレルノデアリマス、之ニ對シマシ

マスガ、此有様デハ前申上ゲタ通り前途甚

殆ドホンノ申譯的ノモノニ見エルノデアリ

カト思ハレルノデアリマス、之ニ對シマシ

マスガ、此有様デハ前申上ゲタ通り前途甚

殆ドホンノ申譯的ノモノニ見エルノデアリ

カト思ハレルノデアリマス、之ニ對シマシ

價格ノ引上モ努メテ御希望ニ副フヤウニ、

十分考慮ヲ拂ツテ居リマス

○中原謹司君 ソレデハアノ附近ニ實際

行ツテ見タノデアリマスガ、境内外モ

誰カノ所有カ、相當ノ土地ガアリ餘地モア

ルノデアリマス、成ベク其附近ヲ選ンデヤッテ戴キタイト云フノガ、提案者ノ希望ナノデアリマス、其希望ヲ付シマシテ御採擇アランコトヲ願ヒマス

○菅野委員長 商工省關係、文書表第七號、工業組合製品ニ關シ陸、海軍及鐵道三省ヲ除ク各省ノ隨意契約許可ノ件——紹介議員一柳仲次郎君

○坂東委員 私ハ依頼ヲ受ケテ居リマシタノデ説明申上ゲマス、本請願ノ要旨ハ政府ト工業組合トノ隨意契約ノ件ニ關シマシテハ陸海軍兩省及ビ鐵道省トノ間ニハ既ニ是

ガ途ガ開カレテ居リマシテ、他ノ各省トノ間ニハ未ダ隨意契約ノ方途ガナイコトハ洵ニ遺憾ニ存ジマス、ソレデ前記三省ノミナラズ他ノ各省ト工業組合トノ間ニ隨意契約ノ締結ヲ爲シ得ルヤウナ途ヲ開カレタイ、特ニ北海道ハ拓殖途上ニアリマシテ、痛切ニ緊要ヲ感ジマスカラ、此際中小商工業者ヲ以テ組織化セル工業組合ノ助長並ニ民業ノ暢達ヲ圖ラレタイト云フノガ趣旨デアリマス、何卒御採擇アランコトヲ御願申上ゲマス

○波江野政府委員 只今陸軍省、海軍省及び鐵道省以外ノ各省ニ對シマシテモ、工業

組合カラ物品ヲ購入スル場合ニ於テ、會計規則第百十四條第一項第十九號ノ規定ニ依ッテ、隨意契約ニ據リ得ルコトニシテ戴キタイト云フ御話デゴザイマスガ、此點ニ付キマシテハ今後必要ニ應ジマシテ商工省ヨリ關係省ト話合ヲ致シマシテ、各所管大臣ヨリ大藏大臣ニ協議ノ上是等各省ト同様ノ取扱ヲ爲スコトニ致シタイト考ヘテ居リマス

○坂東委員 御採擇アランコトヲ望ミマス○菅野委員長 御異議ナイト認メマシテ採擇ニ決シマス

○菅野委員長 遅信省關係、文書表、第四號、新田義貞公記念切手發行ニ關スル件——紹介議員熊谷五右衛門君

○熊谷委員 本請願ハ先刻モ申上ゲマシタ如ク、新田義貞公戰死サレテ明年ガ六百年ニ當ルノデアリマス、義貞公ガ鎌倉ニアノ尊氏ヲ討滅サレタト云フノハ功績ノ第一デアッテ、即チ建武中興ノ大業モ是ガ爲ニ行ハレタノデアルト思フノデアリマシテ、其他

云フモノハ一日ノ寧日ナクシテ、惡戰苦闘シテ、其他ハ我國ノ歴史上重要ナル記念事項ト申シマスト、例ヘバ畏イ話デゴザイマスガ、神宮ノ御遷座、或ハ戰爭、或ハ國勢調査ノヤウニ、國民全般ニ瓦ツテ記念スペキ事項ニ付テ發行致シテ居リマシテ、實ハ是以外ノ事項ニ付テハ從來モ色々詮議致シマシタ結果、發行ト云フコトニハ議ガ纏ラナインデゴザイマス、只今御話ニナリマシタス、熊谷サンガ只今御述ベニナリマシタ歴史ノ代表的偉人ニ付テ子孫ヲシテ長ク之ヲ傀バシムルト云フ精神ノ根本ニ付テハ敬意ヲ表スル次第デゴザイマスガ、現實ノ問題ト致シマシテ記念切手發行ト云フ方法ニ依テ御趣意ニ副フカト云フ問題ニナリマスト、實ハ御趣意ニ副ヒ兼ル點ガアルノデゴザイマス、ソレニ付キマシテ御参考マデニ記念切手發行ノ實情ヲ申上ゲルノガ宜シイカト存ジマス、御承知カモ知レマセヌガ、記念郵便切手ト云フモノハ明治二十七年ニ、ト存ジマス、御承知カモ知レマセヌガ、記念郵便切手ト云フモノハ明治二十五年ヲ記念シ奉ル爲ニ、明治大帝御大婚二十五年ヲ記念シ奉ル爲ニ、尊氏ガ反シタニ付テ義貞公ハ六箇年ノ間トモ入レル段ニナリマシタ、其他日本ノ產業改メマシタ、其結果渴仰スベキ偉人ノ肖像モ入レル段ニナリマシタ、其他日本ノ產業事項モ圖案ニシテ入レテ居ルノデアリマス、偉人ノ肖像ノ誣衡ニ付テハドウ云フ風ニナシテ居ルカト申シマスト、誰モ異存ガナイ、全然説明ヲ要シナイ——日本歴史上立派ナ方デハアルガ、尙ホ日本ノ津々浦々ノ或ル方面デハ其事項ニ付テ説明ヲ幾分カ要スル

ト云フ方へ第二ト致シマシテ、全然説明ノ要ナシト云フ方ノ肖像カラ入レテ居ル譯デアリマス、勿論新田義貞公ノ如キ代表的偉人モ其列ニ加ハルベキ方デハアリマスガ、今日其數少キ切手ノ中ニ眞先ニ入レルベキ方デアルカドウカト云フコトハ、切手ノ圖案ノ詮衡委員會ノ議ヲ經テヤル譯デアリマシテ、十分御趣旨ハ考慮ニ容レタイト思ヒマスガ、俄ニ本年ノ記念ニ際シテ發行スルコトハムヅカシイカト存ジマス、此點特ニ御諒承願ヒタイト思ヒマス

ナツタモノノ如ク傳ハッテ居ルノデアリマス  
ルガ、サウシテアノ足利尊氏ガ西海ニ走ツ  
タ時ニ追討ヲセナンダ爲メ戰機ヲ逸シタト  
云フノガ洵ニ新田公ヲ傷付ケテアルノデア  
リマスルガ、其實情ハ建武元年ノアノ鎌倉  
討滅ノ後ニ御下賜ニナツタト私ハ承ツテ居ル  
ノデアリマシテ、サウシテ建武元年、上州  
ヘ勾當内侍ヲ御携帶サレテ御歸リニナツテ、  
サウシテ金山トカ云フ所ニ築城ヲスルト云  
ウテ繩張モサレタノデアリマシタガ、同二  
年ノ春ニ召サレテ又上洛致シタノデアリマ  
シテ、勾當内侍ト申サレル方モ一條行房公  
ノ御令妹デアッテ、實ニ内助ノ功ノアッタ方  
デアルト云フコトモ承ツテ居ルノデアリマ  
シテ、斯ウ云フ誤傳ノ爲ニ新田公ヲ傷付ケ  
ルコト多々アリマスルノデ、此處ニ新田公  
ノ爲ニ冤ヲ雪イデ置キタイト思ウテ先刻モ  
申上ゲタカツタノデアリマシタガ、餘リ長  
クナツタノデ差控エタノデアリマス、ドウ  
ゾ一ツ御願致シマス

御承知ノヤウニ何分ニモ切手ノ金額種類ト  
云フモノハ決ツテ居リマスノデ、來年度ノ  
紀念祭マデニ發行シ得ルカドウカト云フコ  
トハ一寸私モ此席デ斷言シ兼ネルノデアリ  
マス、只今申上ゲタヤウナ事情カラ申上ゲ  
レバ中々ムヅカシイト思ヒマス、併シ御參  
考マデニ申上ゲマスケレドモ、此七十議會  
デゴザイマス、江藤源九郎君カラ大楠公ノ  
肖像ヲ郵便切手ニ入レルヤウニト云フ請願  
ガアリマシタ、其時ニモ實ハ御同意致シ兼  
ネタノデアリマスガ、大楠公ノ紀念祭ニ際  
シマシテ其由緒深イ土地ニ於テハ紀念「ス  
タンプ」ヲ捺スト云フコトヲ御同意申上ゲ  
タノデアリマス、是ハ御参考マデニ申上ゲ  
テ置キマス

アリマスガ 大楠公ノ御肖像ト云フ以外ニ  
二重橋一帯ノ區劃意匠、斯ウ云フコトガ多  
少繋ツテ居ルノデアリマス、此點ヲ一つ御  
諒解ヲ願ヒタイト思ヒマス

○坂東委員 能ク聽イテ居リマスルト云フ  
ト政府モ別ニ反対デハナイヤウデス、又紹  
介議員ノ方デモ記念切手ノミナラズ、普通  
切手デモ宜イト云フ意味ノヤウデアリマス  
カラ、政府ハ肖像ヲ採錄スル場合ニ當ツテ  
モヤハリ多少範圍ヲ擴張スル點ニ於キマ  
ヲ拂フ必要ガアル、サウ云フ意味ニ於キマ  
シテ採擇アランコトヲ御願致シマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○菅野委員長 坂東君ノ動議ノ如ク致シマ  
シテ採擇致シマス

○菅野委員長 文書表第十一號上木島郵便  
局ニ電話架設ノ件——紹介議員田中邦治君  
○田中邦治君 本請願ノ趣旨ハ既ニ印刷物  
デ御覽ノ通リデアリマスガ、之ニ對シマシ  
テ極ムテ簡単ニ補足シテ御贊成ヲ得タイト  
思フ者デアリマス、上木島ト云ヒマスノハ  
長野縣下高井郡上木島デアリマス、此處ハ  
冬期ニ至リマスト極メテ積雪ガ多イノデア  
リマス、積ル時ニハ一丈位積ルノデアリマ  
ス、而シテ此村ニハ郵便局ガアリマスガ、



有力ナル線路ニナルノデアリマス、是モ皆  
サンノ御贊同ヲ得マシテ、是非トモ可決ア  
ランコトヲ希望スルノデアリマス

○坂東委員 政府ノ御意見ヲ伺ヒタイト思  
ヒマス

○田尻政府委員 只今御述べニナリマシタ  
鶴岡、大島間ニアリマスルガ、此方へ御承  
知ノ通り豫定線ニナツテ居リマス、豫定線ハ  
御承知ノ通り全國ニ澤山アリマシテ、ドウ  
シテモ地元トスレバ出來ルダケ自分ノ方ヲ  
先キニヤツテ貰ヒタイト云フ 御希望方アル  
ノデアリマスルガ、鐵道省ト致シマシテハ全  
般的ニ大局カラ見渡シテ、急ヲ要スルモノ  
カラヤルト云フコトニナツテ居ルノデアリ  
マシテ、此線モ他ノ線ト比較研究シマシタ  
上デ、敷設ノ順位等ヲ決定致シタイト思ヒ  
マス、ソレカラ鶴岡、羽前高松ニ至ル間ハ、  
是ハ只今御述べニナリマシタヤウニ、極ク、  
一部、鶴岡金谷間ダケハ豫定線ニナツテ居  
リマス、豫定線ニアリマスカラ只今申上げ  
マシタ豫定線ト同ジヤウナ意見ヲ持ツテ居  
リマス、ソレカラ先キ大部分ハマダ豫定線  
ニナツテ居リマセヌ、是ハ一應調べテハ居  
リマスケレドモ、相當大キナ約十「キロ」ニ  
瓦ルヤウナ隧道ガアリマスノデ、工事モ中  
中容易ナコトデハナイカト思ヒマス、併シ

此線ガ開通サレマスルト、只今熊谷サンガ  
御述ベニナリマシタヤウナ、非常ナ便益ガ  
得ラレル譯ニアリマスカラ、尙ホ篤ト考  
究致シマシテ、考慮致シタイト思ヒマス

○坂東委員 御採擇ヲ望ミマス  
〔賛成〕ト呼フ者アリ〕

○菅野委員長 只今ノ文書表ノ第十九、第  
二十一執レモ採擇ニ決シマス

○菅野委員長 文書表第十五號久慈、斐野  
間鐵道速成ノ件、第六號平館久慈間省營自  
動車運輸開始ノ件——紹介議員田子一民君  
岩手郡平館村カラ九戸郡久慈町ニ至ル省營  
「バス」ハ鐵道省ニ於テモ必要ハ御認メノ御  
様子ニアリマシテ、其一部分タル沼宮内町  
内ト葛卷ノ間ハ豫算ガ取レテ居ツテ近クト  
云フ話ニアリマスガ、承リマスト現在ノ豫  
算デハ物價騰貴ノ爲ニ急速ニ運ブコトハ困  
難グト云フヤウニモ承ツテ居ルノデアリマ  
スガ、近クト云フ趣旨ハ昭和十二年度以内  
ニ之ニ運轉ガ開始サレルト云フヤウニ解釋  
シテ宜シイノデアリマスカ

○田子一民君 今ノ「バス」ノ方デスガ、沼宮  
内ト葛卷ノ間ハ豫算ガ取レテ居ツテ近クト  
云フ話ニアリマスガ、承リマスト現在ノ豫  
算デハ物價騰貴ノ爲ニ急速ニ運ブコトハ困  
難グト云フヤウニモ承ツテ居ルノデアリマ  
スガ、近クト云フ趣旨ハ昭和十二年度以内  
ニ之ニ運轉ガ開始サレルト云フヤウニ解釋  
シテ宜シイノデアリマスカ

○田子一民君 今ノ「バス」ノ方デスガ、沼宮  
内ト葛卷ノ間ハ豫算ガ取レテ居ツテ近クト  
云フ話ニアリマスガ、承リマスト現在ノ豫  
算デハ物價騰貴ノ爲ニ急速ニ運ブコトハ困  
難グト云フヤウニモ承ツテ居ルノデアリマ  
スガ、近クト云フ趣旨ハ昭和十二年度以内  
ニ之ニ運轉ガ開始サレルト云フヤウニ解釋  
シテ宜シイノデアリマスカ

○田子一民君 今ノ「バス」ノ方デスガ、沼宮  
内ト葛卷ノ間ハ豫算ガ取レテ居ツテ近クト  
云フ話ニアリマスガ、承リマスト現在ノ豫  
算デハ物價騰貴ノ爲ニ急速ニ運ブコトハ困  
難グト云フヤウニモ承ツテ居ルノデアリマ  
スガ、近クト云フ趣旨ハ昭和十二年度以内  
ニ之ニ運轉ガ開始サレルト云フヤウニ解釋  
シテ宜シイノデアリマスカ

○田子一民君 今ノ「バス」ノ方デスガ、沼宮  
内ト葛卷ノ間ハ豫算ガ取レテ居ツテ近クト  
云フ話ニアリマスガ、承リマスト現在ノ豫  
算デハ物價騰貴ノ爲ニ急速ニ運ブコトハ困  
難グト云フヤウニモ承ツテ居ルノデアリマ  
スガ、近クト云フ趣旨ハ昭和十二年度以内  
ニ之ニ運轉ガ開始サレルト云フヤウニ解釋  
シテ宜シイノデアリマスカ

○田子一民君 今ノ「バス」ノ方デスガ、沼宮  
内ト葛卷ノ間ハ豫算ガ取レテ居ツテ近クト  
云フ話ニアリマスガ、承リマスト現在ノ豫  
算デハ物價騰貴ノ爲ニ急速ニ運ブコトハ困  
難グト云フヤウニモ承ツテ居ルノデアリマ  
スガ、近クト云フ趣旨ハ昭和十二年度以内  
ニ之ニ運轉ガ開始サレルト云フヤウニ解釋  
シテ宜シイノデアリマスカ

○田子一民君 今ノ「バス」ノ方デスガ、沼宮  
内ト葛卷ノ間ハ豫算ガ取レテ居ツテ近クト  
云フ話ニアリマスガ、承リマスト現在ノ豫  
算デハ物價騰貴ノ爲ニ急速ニ運ブコトハ困  
難グト云フヤウニモ承ツテ居ルノデアリマ  
スガ、近クト云フ趣旨ハ昭和十二年度以内  
ニ之ニ運轉ガ開始サレルト云フヤウニ解釋  
シテ宜シイノデアリマスカ

○田子一民君 今ノ「バス」ノ方デスガ、沼宮  
内ト葛卷ノ間ハ豫算ガ取レテ居ツテ近クト  
云フ話ニアリマスガ、承リマスト現在ノ豫  
算デハ物價騰貴ノ爲ニ急速ニ運ブコトハ困  
難グト云フヤウニモ承ツテ居ルノデアリマ  
スガ、近クト云フ趣旨ハ昭和十二年度以内  
ニ之ニ運轉ガ開始サレルト云フヤウニ解釋  
シテ宜シイノデアリマスカ

○田子一民君 今ノ「バス」ノ方デスガ、沼宮  
内ト葛卷ノ間ハ豫算ガ取レテ居ツテ近クト  
云フ話ニアリマスガ、承リマスト現在ノ豫  
算デハ物價騰貴ノ爲ニ急速ニ運ブコトハ困  
難グト云フヤウニモ承ツテ居ルノデアリマ  
スガ、近クト云フ趣旨ハ昭和十二年度以内  
ニ之ニ運轉ガ開始サレルト云フヤウニ解釋  
シテ宜シイノデアリマスカ

○田子一民君 今ノ「バス」ノ方デスガ、沼宮  
内ト葛卷ノ間ハ豫算ガ取レテ居ツテ近クト  
云フ話ニアリマスガ、承リマスト現在ノ豫  
算デハ物價騰貴ノ爲ニ急速ニ運ブコトハ困  
難グト云フヤウニモ承ツテ居ルノデアリマ  
スガ、近クト云フ趣旨ハ昭和十二年度以内  
ニ之ニ運轉ガ開始サレルト云フヤウニ解釋  
シテ宜シイノデアリマスカ

○田子一民君 今ノ「バス」ノ方デスガ、沼宮  
内ト葛卷ノ間ハ豫算ガ取レテ居ツテ近クト  
云フ話ニアリマスガ、承リマスト現在ノ豫  
算デハ物價騰貴ノ爲ニ急速ニ運ブコトハ困  
難グト云フヤウニモ承ツテ居ルノデアリマ  
スガ、近クト云フ趣旨ハ昭和十二年度以内  
ニ之ニ運轉ガ開始サレルト云フヤウニ解釋  
シテ宜シイノデアリマスカ

○田子一民君 今ノ「バス」ノ方デスガ、沼宮  
内ト葛卷ノ間ハ豫算ガ取レテ居ツテ近クト  
云フ話ニアリマスガ、承リマスト現在ノ豫  
算デハ物價騰貴ノ爲ニ急速ニ運ブコトハ困  
難グト云フヤウニモ承ツテ居ルノデアリマ  
スガ、近クト云フ趣旨ハ昭和十二年度以内  
ニ之ニ運轉ガ開始サレルト云フヤウニ解釋  
シテ宜シイノデアリマスカ

○菅野委員長 文書表第十三號、野澤柳津間鐵道敷設ノ件——紹介議員八田宗吉君

○八田宗吉君 本請願ハ大正八年以來毎回採擇ニナッテ居ル 請願デアリマシテ、又建議案モ其都度議會ニ出テ居リマシテ、滿場一致可決ニナッテ居ル 次第アリマスガ、

今以テ此建設ニ至ラズ、地方民ガ非常ニ苦痛ヲ懼ヘテ居ル次第アリマス、其建設區間ト云フモノハ僅ニ八哩シカナイノデアリマス、磐越西線ノ野澤驛ト云フ所カラ會津線ノ柳津、此間僅ニ八哩シカナイ所ヲ繋イ

デ貫ヒタイト云フノデアリマス、御承知ノ通リ此地帶ハ雪ガ非常ニ深イノデアリマス、而シテ又山脈ガ峻峻ノ狀態ニナッテ居リマスル爲ニ、私設鐵道ト云フヤウナモノハ到底企テルコトノ出來ナイ所デアリマス、全ク收益ノナイ、資本家ガ資本ヲ投ズルコトヲ絶對ニ忌避スルト云フヤウナ地帶デアリマシテ、偏ニ國有鐵道ノ本旨ニ基キマシテ國デ以テ建設シテ吳レル外ナイ鐵道デアリマシテ、而モ其間ニ、野澤町ニ八年十万人ノ參拜者ヲ有スル所ノ大山祇神社ト云フモノアリマスシ、柳津ニハ柳津虛室藏ト云ウテ東北ノ三靈地ノ一つニ算ヘラレテ居ル虚空藏菩薩ガアリマシテ、此處ニモ年々十數万ノ參詣者ガアルノデアリマス、

此間ヲ繋イデヤリマスト云フト非常ニ關係者等ニ利便ヲ與フルノミナラズ、地方ノ

殷賑ヲ來シ、又敬神崇佛ノ念ヲ高メマシテ地方ノ醇風振作ノ上ニ於テ非常ニ裨益スル所甚大ト感ズルノデアリマス、而シテ又此

線路ハ柳津小出線ニ聯繫シテ行クコトニナッテ來ルノデアリマスシ、其他裏日本ノ新潟港ニモ連絡スルコトニナッテ來マスノ

デ、非常ニ重要ナル線路デアリマスガ、マダ建設ニ至ラズデ居リマスカラ、是モ第七十一議會ニ於テモ採擇ニナッテ來マスノ

モ確メタ次第アリマシタガ、速ニ此議會ニ於キマシテモ御採擇ニ相成リマシテ、建設ニ對シテ力強キ御聲援ヲ仰ギタインデアリマス、尙ホ當局カラシテ之ニ對シテ御感想ヲ伺シテ置キタインデアリマス

○田尻政府委員 只今御述ベニナリマシタ野澤柳津間ノ鐵道敷設ノコトハ、前回モ慥

カ請願セラレテ居リマシテ、鐵道省ノ意見ハ申述ベテアル筈ト思ヒマスガ、八田サンノ御説明デ其必要ハ認メテ居リマスルケレドモ、丁度此御承知ノ會津柳津ヲ通ツテ居リ

マスル川口線只見線ガ目下工事中デアリマシテ、ドウシテモ此方ガ開設セラレタ後デ現狀カラ申シマスルト、殆ド此昔ノ國道ガ廢道ニ歸シタヤウニナリ、沿線ハ寒村僻地ニ陥ツタノデアリマス、洵ニ氣ノ毒ナ次第

リマス、而シテ雪ガ非常ニ深イノデア

慮スベキモノデアラウ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス

○坂東委員 此請願ハ屢、出テ居リマス、ドウカ御採擇願ヒマス

○菅野委員長 採擇ニ決シマシタ

○菅野委員長 文書表第十四號、同趣旨デアリマスルカラ是亦採擇ニ決シマス

○菅野委員長 文書表第二十三號、湖南鐵道敷設ノ件——紹介議員八田宗吉君

○八田宗吉君 本請願ハ東北本線ノ白河カラシテ會津若松方面ニ連絡スル磐越西線廣

道敷設ノ件——紹介議員八田宗吉君

マフ、氣ノ毒ナ次第アリマス、是ハ丁度三角形ノ一邊ヲ走ツテ居ルヤウニ相成ル次

第デアリマシテ、距離モ非常ニ短縮シテ、會津方面カラ東京ニ達シマスルニハ十五哩

モ近クナッテ來ルノデアリマス、斯様ナ線

路デアツテ、風光ハ絶佳、高松宮別邸ノ直グ對岸ニ位シテ居ルノデアリマシテ、風

光ノ絶佳極マリナク、且ツ色々ノ資源ニ非常ニ富ンデ居ル次第アリマシテ、是モ何

回トナク請願ヲ致シ、調査ニモ相成ツテ居

ル線路デアリマス、殊ニ此線ハ水戸方面カラ會津方面ニ通ズルヤウニナッテ居ル唯一

線路デアリマス、水戸カラ白棚線——棚倉

カラ白河ニ達スル白棚線——ヲ經テ會津ニ

入ルト云フ線ニナッテ居リマシテ、軍需工

業ノ上カラ見マシテモ、今日ハ此沿線ニハ

澤山ノ軍需工業ノ工場ガアリマス、サウシ

テ其線路ヲ經テ 新潟港ニ達シ、更ニ清津

港、雄基灣斯ウ云フ方面ニ達スル軍事上カ

ラ言ヒマシテモ樞要ナル線路デアリマスカラサレタヤウナコトモアルノデアリマス

ラ、陸軍當局等ニ對シマシテモ度々此線路ノ調査ヲ要望シ、陸軍方面カラモ此線路ハ

必要デアルト云フヤウナ聲明ヲ參謀本部等

カラサレタヤウナコトモアルノデアリマスルガ、ドウカ速ニ地方ノ實情ニ照シマンテ、此内閣ニ於テ此線路ノ建設ニ著手セラ

レンコトヲ偏ニ御願致ス者デアリマス

○坂東委員 此請願ハ屢々出テ居リマスル

案デアリマスルカラ、何卒採擇アランコト

ヲ御願致シマス

○菅野委員長 採擇ニ決シマシタ、暫時休

憩ヲ致シマシテ、十一時四十分ヨリ再開致

シマス

午前十一時四分休憩

午前十一時四十分開議

○菅野委員長 休憩前ニ引續イテ會議ヲ開キ

マス、日程第八、文書表第二十四號、喜多方、

米澤間鐵道速成ノ件、紹介議員八田宗吉君

○八田宗吉君 本請願ハ、野岩羽鐵道ト申

シマス線路ノ中、米澤ト日中ノ間ノ建設ヲ

望ム請願デアリマシテ、今現ニ喜多方カラ

スガ、ドウカ一ツ此際御採擇ヲ望ンデ、速

日中ノ間ハ起工中デアリマシテ、既ニ本年

カ若クハ明年ノ春初頭ニハ出來上ルノデア

リマス、ソレカラ米澤ニ達スル間ニハ隨分

難工事ガアルト云フコトヲ以テ、兎角歷代

ノ内閣ハ此線路ニ著手スルコトヲ躊躇ラシ

テ居タヤウナ次第デアリマシタガ、既ニ野

岩羽線ノ中ノ田島カラ今市マデハ、昭和十

七年マデニ完成スルコトニ決定相成リマシ

テ現ニ工事中デアリマスシ、野岩羽線ハ大

體今市カラ田島ニ來リ、田島カラ若松ニ來

テ居ルシ、更ニ此要望スル日中ト米澤ヲ繋

ゲバ大體野岩羽線ハ完成スルノデアリマス、

但シ栃木縣ノ鐵道サヘ完成シマスルト大體

ノ目的ハ達スルコトニ相成ッテ居ルノデアリ

ル線路ハマダ出來ナイノデアリマスガ、喜

多方ト米澤ノ鐵道サヘ完成シマスルト大體

ノ目的ハ達スルコトニ相成ッテ居ルノデアリ

マス、是ハ豫定線デアリマシテ、今申シマス

ルヤウニ僅カノ距離デアリマスルケレドモ、

非常ニ難工事デアルト云フヤウナコトノ爲

ニ躊躇シテ居ルヤウナ線路デアリマスル

ガ、地方民ガ多年要望スル問題デアリマ

シテ、是ガ完成シナイト云フコトハ非常ニ

遺憾ニ存ジテ居ルノデアリマス、私ハ何回

カ之ヲ議會ニ建議案ト致シ、請願ト致シテ

提出シ、毎回可決ニナッテ居ルノデアリマ

スガ、ドウカ一ツ此際御採擇ヲ望ンデ、速

ニ此希望ヲ達成セシムルヤウニ御願致シタ

カ若クハ明年ノ春初頭ニハ出來上ルノデア

リマス、ソレカラ米澤ニ達スル間ニハ隨分

難工事ガアルト云フコトヲ以テ、兎角歷代

ノ内閣ハ此線路ニ著手スルコトヲ躊躇ラシ

テ居タヤウナ次第デアリマシタガ、既ニ野

岩羽線ノ中ノ田島カラ今市マデハ、昭和十

七年マデニ完成スルコトニ決定相成リマシ

テ現ニ工事中デアリマスシ、野岩羽線ハ大

體今市カラ田島ニ來リ、田島カラ若松ニ來

ナイカト云フヤウナコトモ現ニ調査中デア

リマシテ、旁、他ノ豫定線ナドトノ比較モ致

設置サレタイト云フコトデアリマスガ、此

石伏ト云フ所ハ田子倉ト只見間ニ在ルノデ

アリマスガ、此邊ハ既ニ線路ハ決定済ニナッテ

設置サレタイト云フコトデアリマスガ、此

石伏ト云フ所ハ田子倉ト只見間ニ在ルノデ

テモ非常ニ助カリマス、是ハ前回モ採擇ニナッテ居ル請願デアリマスカラ、是非御採擇ヲ願ッテ實現セシメラレルヤウニ御願致シタイプアリマス

○宮本委員 本件ハ採擇ヲ御願致シマス

○菅野委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

テ居リマス

○宮本委員 本件ハ採擇ヲ御願致シマス

○菅野委員長 御異議ナシト認メマス、採

擇ニ決シマシタ

○菅野委員長 日程第九、文書表第十二號、

伊北村大字石伏ニ停車場設置ノ件——紹介

議員八田宗吉君

○八田吉宗者 本請願モ襄ニ採擇ニナッテ

居ル請願デアリマシテ、小出、只見線ノ

中、南會津郡伊北村地内ニハ停車場ガ田子

倉ト只見ニ出來ルノデアリマス、其驛ノ間

ノ距離ハ八杆アリマスルガ、其中間ノ石伏

ト云フ所ニモウ一つ停車場ヲ置イテ貰ヒタ

イト云フノデアリマス、何トナレバ此地方

ハ非常ニ積雪ガ多イノデ有名ナ所デアリマ

シテ、小學校ノ兒童ノ通學上此中間ニ驛ガ

カケレバ洵ニ工合ガ惡イ、斯ウ云フヤウナ

ニナッテ居リマシテ、此日中ト米澤間サヘ

敷設完成サレバ野岩羽線ハ完成サレルヤ

ウナコトニナルノデアリマスルガ、此間ニ

八杆ノ中間、四杆ノ所ノ石伏ニ分教場ガア

リマスガ、サウナレバ分教場ガ無クナッテ

シ、又ソレニ付テモウ少シ隧道ガ短縮サレ

來ルヤウナコトニナリマスノデ、地方トシ

○宮本委員 本件ハ採擇ヲ希望シマス

○菅野委員長 採擇ニ御異議ゴザイマセヌ

カ

○宮本委員 〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○菅野委員長 御異議ナシト認メマス、採

擇ニ決シマシタ

○菅野委員長 日程第十、文書表第十五號、

旭田村大字落合ニ停車場設置ノ件、紹介議

員八田宗吉君

○八田宗吉君 本請願モ度々採擇ニナッテ

マダ實現ニ至ラナイ次第アリマシテ、今  
回又紹介ヲ致シテ御願ヲ致スノデアリマス  
ガ、落合ト云フ所ハ野岩羽線ノ南會津郡ノ  
旭田村ト云フ所ニアルノデアリマスガ、其

處ニハ千古斧鐵ヲ加ヘザル大森林ヲ有シテ  
居ツテ、木材薪炭等ノ產出ガ非常ニ盛ナ所デ  
アリマス、其處ニ簡易停車場デモ宜イノデ  
アリマスカラ、是非設置シテ戴キタイト云

フノデアリマス、此停車場ヲ設置スルコト  
ハ鐵道當局モ調査ヲサレマシテ、必要ヲ認  
メラレタト云フコトヲ聞イテ居ルノデアリ  
マシ、又敷地ヤ建築材料等ハ同村デ進  
ンデ負擔スルカラ落合ニ置イテ戴キタイト  
云フノデ、村會議員等ノ一同ノ連署ヲ以テ  
度々要望シ來ツテ居ルノデアリマスカラ、ド  
ウカ御採擇ヲ願ヒマス

○宮本委員 本件モ一應當局ノ御所見ヲ伺  
ヒマス

○田尻政府委員 本請願ノ趣旨ハ、當局ト  
致シマシテモ能ク諒承致シテ居リマス、唯

此線路ハマダ其經過地トカ、或ハ停車場ノ  
位置トカニ付テ決定致シテ居リマセヌ、此

灌原方面モ目下測量中デアリマス、請願ノ  
趣旨モ能ク諒解シテ居リマスカラ、測量調

査ノ上デ篤ト考慮ヲ致シタイト思ヒマス  
○宮本委員 本件モ採擇ヲ希望致シマス

○菅野委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○菅野委員長 御異議ナシト認メマス、採  
擇ニ決シマシタ

○菅野委員長 日程第十一、文書表第十六  
號、本市、田島線瀧原通過茲停車場設置ノ  
件、紹介議員八田宗吉君

○宮本委員 當局ノ御所見ヲ伺ヒマス

○田尻政府委員 本請願ノ趣旨ハ、當局ト

ニ五條カラ大塔ノ途中マデ第一期線トシテ

建設スルト云フコトニ決リマシタ、所ガ堵

テ建設ト云フコトニナルト——二十年來期

成同盟會ヲ作ツテ運動シテ參リマシタノガ、

其野原町ノ町長ナリ、町會議員ナリ、各種

團體長デアリマス、然ルニ愈々

ヤツテ貴フト云フコトニナリマシタ時ノ豫

定線ヲ見マスルト、五條カラ二見ヘ行ツテ、

野原町ガ空イテ居ル、之ヲ認メテ居ラレナ

イ、斯ウ云フヤウナ形勢デアリマシタノ

デ、町民ガビックリ致シマシテ、過日來カラ

鐵道省ノ要路ヘ陳情ヲ致シ、議會へ請願ヲ

出シテ御願ヲ致シタイ、斯ウ云フ請願デゴ

ザイマス、二十年來運動シテ參リマシテ、

最後ノ時ニ「オミット」セラレテ居ルト云フ

ヤウナ沟ニ同情スベキ點ガアルノデアリマ

ス、此邊ニ付テ當局ニ於テ餘程質地ヲ御調

査下サイマシテ、一ツ請願ノ趣旨ヲ達成ス

用地建築費等ニ付テモ地元デ負擔スル用意  
ガアルト云フヤウナ御話デアリマスルガ、  
ソレ等ノ點モ斟酌致シマシテ考慮致シタイ

ト思ヒマス

○菅野委員長 採擇ニ御異議アリマセヌ

カ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○菅野委員長 御異議ナシト認メマス、採  
擇ニ決シマシタ

○菅野委員長 日程第十二、文書表第二十  
六號、五條、新宮線野原町通過茲停車場設  
置ノ件——紹介議員福井甚三君

○菅野委員長 御異議ナシト認メマス、採  
擇ニ決シマシタ

○菅野委員長 御異議ナシト認メマス、採

ルコトニシテヤクテ戴キタイト存ズルノデ

アリマス、殊ニ又斯ウ云フ線路ノ改廢トカ、或ハ停車場ヲ置クト云フコトニ付テハ

自然競争ノ起ルモノニアリマスガ、本線ニ

於テハ更ニ競争ガナインデアリマス、地理ノ關係上競争スペキ相手ノ村ガナインデアリマスカラ、此邊モ御考慮ノ中ニ御加ヘラ願ヒマシテ、本請願ノ趣旨ヲ十分御詮衡下サルヤウ御願致シマス、當局ノ御意見ヲ承リ、各委員ニ於テ御採擇下サランコトヲ御願致ス次第デアリマス

○宮本委員 當局ノ御意見ヲ伺ヒマス

○田尻政府委員 五條新宮線ノ敷設ニ當ツテハ、野原町ヲ通過シテ停車場ヲ設置サレタイト云フ請願デアリスマガ、是ハ度々陳情モ承ッテ居ルノデアリマシテ、只今御述ニモ是ハ本年度ノ豫算ニ初メテ計上サレタヤウナ線路デアリマシテ、目下測量調査中デアリマスカラ、調査ガ完了致シマシタ上デ——果シテ請願ノ趣旨ニ副ヒ得ルカドウカ、成ベク御希望ニ副ヒタイト思ヒマス

○宮本委員 本件モ採擇ヲ希望致シマス

○菅野委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○菅野委員長 御異議ナシト認メマス、採

擇ニ決シマシタ

○井上知治君 日程第十三、文書表第二十

七號、指宿中學校門前附近ニ簡易停車場設置ノ件——紹介議員井上知治君

○井上知治君 鹿兒島縣立指宿中學校ハ其附近ニ停車場ガゴザイマセヌ、最モ近イ停車場デアッテモ、門前カラ二糸半乃至三糸、其停車場カラ學校マデノ所要時間二十十分乃至三十分掛リマス、デアリマスカラ、此汽

車ヲ利用致シマシテ中學校ニ通學シテ居リ

マス現在ノ生徒數ハ僅ニ九十名ニ過ギマセ

ス、若シ此中學校ノ門前附近ニ簡易停車場見タヤウナ小サナ停車場デモ拵ヘテ戴クコ

トガ出來マスレバ、汽車ヲ利用シテ學校ニ

通フ生徒ノ數ハ只今ノ九十名ノ約三倍、近

トナツタヤウナ事情モ諒承致シテ居リマス何

モ承ッテ居ルノデアリマシテ、只今御述ニ

ト思ヒマス

○田尻政府委員 一應當局ノ御所見ヲ伺ヒタイ

ト思ヒマス

○宮本委員 本請願ノ要旨ハ、只今井

上君カラ縷々御述べニナリマシタ所デ十分

諒解が出來マスルガ、此驛ヲ設置スルトシ

テ、果シテ適當デアルカドウカ、或ハ收支

ノ關係ナドニ付テモ調査スルコトニナツテ

杜絶スルコトガ珍シクアリマセヌ、尤モ柳

津、宮下兩郵便局ノ間ヲ往來スル馬橋ニ依ツ

テ、一晩デ一米位ノ積雪ニ埋没サレ、交通

出来ルダケ此請願ノ趣旨ニ副フヤウニ考慮

致シタイト思ヒマス

○宮本委員 本件ハ採擇ヲ希望シマス

○菅野委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ

スカラ、是非共此指宿中學校門前附近ニ停車場ヲ拵ヘテ戴キタイト思フノデアリマス、ソレガ出來ナイトシマスレバ、仕方ガゴザ

イマセヌカラ、小サナ簡易停車場ト云フヤ

ウナモノヲ拵ヘテ戴クコトガ出來マシテ

モ淘ニ有難イ仕合デアルト思フノデアリ

マス、デアリマスカラ其停車場ニ要シマス

費用ノ如キハ關係町村デ快ク負擔スルコト

ガ出來ルト思フノデアリマスガ、ドウカ此

際御採擇ヲ仰グト共ニ、鐵道當局ノ御親切

ナル御意見ヲ拜聽致シタイト思ヒマス

三谷村、此三箇村ノ組合村長外村會議員、

區長等一同ノ署名シタル請願デアリマス、

是ハ組合村デアリマシテ、西川村ニ停車場

ガ出來ルノデアリマス、然ルニ此檜原ノ部

落ハ原谷村デアリマスガ、組合村デアルノ

ニ、學校ハヤハリ西川村ノ宮下ノ方ニ集ル

ノデアリマス、然ルニ此處ニ停車場ガナイ

爲ニ、冬ニナルト學校ニ通フコトガ出來ナ

クナツテ居ルノデアリマス、冬季降雪甚シ

ク、一晩デ一米位ノ積雪ニ埋没サレ、交通

杜絶スルコトガ珍シクアリマセヌ、尤モ柳

津、宮下兩郵便局ノ間ヲ往來スル馬橋ニ依ツ

テ、漸ク通路ガ開カレ、小學生ガ辛ウジテ通ツ

テ居ルヤウナ次第デアリマス、郵便物ハ勿

論、總テノ物資、旅客ハ若シ此處ニ停車場

ガ出來マスト之ヲ利用スルコトガ出來テ、

冬ノ半歲ニ瓦ル間、柳津、宮下間ノ道路ハ

茲ニ開カレル次第デアリマスカラ、原谷村

ノ通學ノ兒童モ其困難ガナクナツテシマヒ

マシテ、諸青年學校、其他ノ交通上此處ニ

スカラ、是非共此指宿中學校門前附近ニ停車場ヲ拵ヘテ戴キタイト思フノデアリマス、ソレガ出來ナイトシマスレバ、仕方ガゴザ

イマセヌカラ、小サナ簡易停車場ト云フヤ

ウナモノヲ拵ヘテ戴クコトガ出來マシテ

モ淘ニ有難イ仕合デアルト思フノデアリ

マス、デアリマスカラ其停車場ニ要シマス

費用ノ如キハ關係町村デ快ク負擔スルコト

ガ出來ルト思フノデアリマスガ、ドウカ此

際御採擇ヲ仰グト共ニ、鐵道當局ノ御親切

ナル御意見ヲ拜聽致シタイト思ヒマス

三谷村、此三箇村ノ組合村長外村會議員、

區長等一同ノ署名シタル請願デアリマス、

是ハ組合村デアリマシテ、西川村ニ停車場

ガ出來ルノデアリマス、然ルニ此檜原ノ部

落ハ原谷村デアリマスガ、組合村デアルノ

ニ、學校ハヤハリ西川村ノ宮下ノ方ニ集ル

ノデアリマス、然ルニ此處ニ停車場ガナイ

爲ニ、冬ニナルト學校ニ通フコトガ出來ナ

クナツテ居ルノデアリマス、冬季降雪甚シ

ク、一晩デ一米位ノ積雪ニ埋没サレ、交通

杜絶スルコトガ珍シクアリマセヌ、尤モ柳

津、宮下兩郵便局ノ間ヲ往來スル馬橋ニ依ツ

テ、漸ク通路ガ開カレ、小學生ガ辛ウジテ通ツ

テ居ルヤウナ次第デアリマス、郵便物ハ勿

論、總テノ物資、旅客ハ若シ此處ニ停車場

ガ出來マスト之ヲ利用スルコトガ出來テ、

冬ノ半歲ニ瓦ル間、柳津、宮下間ノ道路ハ

茲ニ開カレル次第デアリマスカラ、原谷村

ノ通學ノ兒童モ其困難ガナクナツテシマヒ

マシテ、諸青年學校、其他ノ交通上此處ニ

停車場ヲ置イテ貰ハナケレバ一村自治ノ上ニ於テ非常ニ困ルト云フ趣意アリマス、其他郵便局ノ關係等モアリマスシ、柳津トコトハ何レカラ見テモ適當ノヤウニ考ヘラレマスカラ、是非御採擇ヲ御願ヒ致シタイト思ヒマス、現ニ今測量中ニナツテ居リマスガ、是非此處ニ置カレタイト思フノデアリマス

○宮本委員 當局ノ御所見ヲ伺ヒマス

○田尻政府委員 此請願地點ニ停車場ヲ設置スルコトニ付キマシテハ、線路選定ノ際ニ調査ヲシテ見タノデアリマスガ、其際ノ調査デハ餘リ利用率モナク、鐵道經濟上デハ面白クナイト云フヤウナ結論ニ到達致シタノデアリマス、併シ又其後切ナル請願モアリマシテ、事情モ變ツタカノヤウナ風ニモ思ヘレマスノデ、更ニ再調査ヲ致シテ居ル譯デアリマス、其調査ガ完了致シマシタ上デ、考慮スルコトニ致シマス

○八田宗吉君 只今再調査中デアルト云フコトデアリマスガ、此地帶ハ利用率ガドウカト云フヤウナコトデナク、實際人道上ノ問題デアル、是ハ鐵道當局ガ能ク考慮シナケレバナラヌ、人口ハ山間地帶デアルカラ確ニ稀薄デアリマセウ、併シ斯ウ云フ所コ

山ノ人ヲ招來スルト云フコトニナツテ來ル  
ノデアリマス、降雪ノ深イ所、是ハモウ利  
用率ガドウデアルトカ云フヤウナ現在ノ調  
査事情ヲ以テスルコトハ、社會政策ト言フ  
カ、人道上カラ見テモ甚ダ大問題デアル、  
此邊ニ明鑑ヲ垂レラレマシテ、是ハ實現セ  
ラレルヤウニ是非御配慮ヲ願ヒマス、只今  
ノ利用率ガドウカト云フヤウナコトハ吾々  
トシテ甚ダ認メ兼ネル狀態デアリマス、ド  
ウカ是ハ實現セシメラレルヤウニ御配慮ヲ  
願ツテ置キマス、是ハ町村ノ自治行政ノ上  
カラ、交通ノ上カラ完璧ヲ期スル上ニ於キ  
マシテ、檜原ニ、簡易停車場デモ宜イノデ  
アリマスカラ、停車場ヲ設置シテ戴キタイ  
ノデアリマス、サウスレバ學校兒童青年學  
校等ノ通學上非常ニ便利デアル、今日此邊  
カラハ一番良イ兵隊ガ出ル、體格モ優位ニ  
シテ皆甲種合格デアル、斯ウ云フ所ニハ少  
シ政府ノ施設デモ與ヘテヤラナクテハ相成  
ラヌコトデアリマス、ドウカ一ツ宜シク御  
採擇ヲ願ヒマス

ガ感ジラレルヤウデアリマスカラ、サウ云  
フ點ヲ能ク考慮シテ居ル譯デアリマス  
○宮本委員 本件ハ御紹介ノ方ノ御熱心ナ  
ル御説明ヲ尊重致シマシテ、特ニ當局ノ御  
注意ヲ促シテ採擇致シタイトと思ヒマス  
○菅野委員長 採擇ニ御異議アリマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○菅野委員長 御異議ナシト認メマス、採  
擇ニ決シマシタ  
委員諸君ノ熱心ナル御審議ニ依ツテ、短期  
間デアリマシタガ、三十二件ノ全部ヲ議了  
スルコトヲ得タノデアリマス、永ラクノ御  
勞ヲ謝シマス、之ヲ以テ閉會ト致シマス  
(拍手)  
午後零時十分散會

↓

〔熊谷委員演説參照〕

時局重大ノ折柄建武中興ノ大忠臣新田義  
貞公ノ六百年祭ニ當リ  
國定教科書ノ増補及ヒ記念切手發行ニ關  
シ請願ヲ致シマシタ  
茲ニ紹介シタル請願ノ要旨二件トモ併セ  
テ説明申上ゲマス暫クノ間御清聽ヲ願ヒ  
マス

春風秋雨六百年新田義貞公ガ延元三年閏  
七月一日越前國藤島燈明寺歿ニ於テ武運

拙ナク戰死セラレテヨリ明十三年ハ丁度  
六百年ノ忌辰ヲ御迎ヘスルコトトナリマ  
スノデ、其ノ誕生地ノ群馬、戰死サレタ  
ル福井ノ兩縣下ニ於キマシテハ十數万金  
ヲ據金シ祭典竝ニ各種ノ記念事業ガ著々  
準備サレテ居リマスノデ、私共同志ヘ此  
ノ記念スペキ時ニ當リ義貞公及一族郎黨  
ノ功蹟并ニ勤王ノ御精神ヲ酌ミマシテ尊  
皇精神ヲ、イヤガ上ニモ徹底セシメント  
教科書ノ國史中ニ  
一、元弘三年五月二十二日彼ノ暴戾飽ナ  
キ朝敵北條高時ヲ討チ鎌倉幕府ヲ倒シ  
觀音ヲ安ンジ奉リタル一大偉勳ハ國民  
等シク稱贊申上ゲル處ニテ建武中興中  
ノ第一ノ功蹟即チ建武中興ノ出來上ツ  
タノハ偏ニ新田公精忠ノ勳功デアリマ  
ス  
二、建武中興ノ功成ルヤ京都ニ武者所ヲ  
設ケラレ第一番ヨリ第六番マデノ頭人  
ガ置カレマシタガ其ノ四番マデハ新田  
公ノ一族ヲ以テ占メラレタノデアリマ  
ス、又義貞公モ大將年節度使、十六ヶ  
國管領、左近衛ノ中將ト云フ重キ官位  
ニ就カレテ居ラレマシテ皇室ノ御信任  
ノ頗ル厚クアラセラレタコトガ拜察致  
サレマス

義貞公ガ元弘三年五月八日上州生品明神ノ社前ニ於テ一族郎黨ヲ糾合シ義旗ヲ翻ヘサレ十五日目ニ彼ノ鎌倉ヲ倒滅セシメテヨリ爾來、一死以テ君恩ニ報ヒント東海、中國、近畿、北國等ニ苦戦健闘、一日ノ寧日モナク其ノ間六箇年ノ永キ、御戰死享年三十八歳ノ曉ニ至ルマデノ涙ダマシキ御事蹟ハ千載ノ下感涙禁シ得ザルモノガアリマス、公ハ仁侠忠勇大親分ノ氣性ヲ以テ天龍川竝ニ播磨ノ加古川兵庫生田ノ森ニ退陣ノ際ハ必ズ殿シテ麾下ヲ愛護シタルコト

天龍川ニ於テ自分ノ架シタル舟橋ヲ敵將尊氏ニ引渡シテ感激セシタルコト  
小山田高家ガ青麥ヲ刈リ取リテ軍律ヲ犯シタルニ之レ調ベタルニ武器馬具ノ備アリテ糧食ナカリシニ之レ吾レノ罪ナリトテ糧食ヲ與ヘ地主ニ小袖二重ヲ贈リテ賠償シタルコト

燈明寺畷ノ合戦衆寡敵セザルヲ以テ部下之ヲ諫メタルニ對シ士ヲ失ツテ獨リ免ガル、ハ吾ガ意ニアラズトテ挺身田甫ノ畔ツタヘニ出向キタルニ愛馬敵矢ニ斃レ此ノ下敷トナラレタル處流矢額ニ當リ自ラ首ヲ刎ネテ花ト散ラレ千載ノ下感激ノ熱淚ヲ絞ラシメルモノガアリマス此ノ時御

長子越後守義顯ガ、越前金ヶ崎城ノ籠城陷ラントスル際一ノ宮ノ御前ニ參リ今ハ是レマデト覺ヘ候我等力ナク弓箭ノ名ヲ惜ム家ニテ候間自害仕ラン上様ノ御事ハタトヘ敵ノ中へ御出候トモ失ヒ進ラスルマデノ事ハヨモ候ハジト申上ケレバ一ノ宮様イツモヨリ御快ゲニ打チ笑マセ給ヒテ主上帝都へ還幸成リシ時我レ元首ノ將タルヲ以テ汝ヲ以テ股肱ノ臣タラシム夫レ股肱ナクシテ元首持ツコトヲ得シヤ、サレバ吾命ヲ白刃ノ上ニ縮メテ怨ミヲ黄泉ノ下ニ酬ヒント思フナリ抑モ自刃ヲバ如何ヤウニシタルガヨキゾト仰セラレケレバ義顯感涙ヲ抑ヘテ斯様ニ仕ルモノニテ朕ト申シモハテズ刀ヲ逆手ニ左ノ脇ヲ切リ破リ其刀ヲ宮様ノ御前ニ差シ置キ打チ伏シニナリテゾ死ニケル

トヘ朕力骨ハ南山ノ苔ノ下ニ埋マルトモ朕ガ魂ハ常ニ北ノ天ヲ望マン朕ガ命ニ忤トノ臣トナシ偏ニ天下ヲ鎮メシムベシ、タラヒ義ヲ輕ンジナバ君モ繼體ノ君ニアラズ臣モ亦忠烈ノ臣ニアラズ」云々ト此ニ脇屋義助公ヲ舉ゲ給ヒシハ新田公ハ已ニ一箇年前ニ戰死サレタ後アリマシタノデ公ノ令弟脇屋公ヲ中心トサレ更ニ新田氏一族ヲ股肱トセヨトノ深キ思召ニ出デタ次第アリマセウ

一年ヲ期シ記念切手又ハ記念端書ヲ其ノ筋ヨリ發行サル、コトヲ得マシタナラバ公並ニ一族郎黨ノ偉勳及威容ヲ偲ブ上ニ於テ知ラズ識ラズ其ノ昔ヲ回顧スルコトヲ得テ非常時ニ於ケル國民精神ノ總動員ニモ其ノ效果多キコトト考ヘラレマス、之レ不肖ヲ顧ミズ本員ヨリ本請願ノ要旨ヲ一言申上ゲタ次第アリマス

野人禮ニ嫋ハズ失禮ノ言、其ノ意ヲ充分ニ徹底セシムルニ足ラザル處モゴザイマセウガ、私共ノ誠意ノ存スル處ヲ御酌ミ取リ下サイマシテ本請願ノ御採擇アランコトヲ切ニ御願致ス所以デアリマス茲ニ一言附言シテ

新田公ノ寃ヲ憤ギタイノハ勾當内侍ノ事デアリマス

延元元年戰功ニヨリ下賜サレタルモノノ如ク誤傳シ内侍ノ色香ニ溺レテ尊氏追討ノ戰機ヲ逸シタル如ク惡宣傳セラレツ、アルコト誠ニ遺憾ノコトニテ勾當内侍ハ建武ノ元年賜ハリ同年上州ニ携帶シ歸リ金山ニ城廓ヲ築カント繩張セシニ同二年春禁衛ニ召サレテ上洛セリトアリ三年前ノ事ヲ誤傳シタルコトニテ追討ノ後レタルハ虐ヲ病ヒ居リテ出兵出來ザリシコトヲ讒謗曲筆シタルナリ勾當内侍ハ藤原氏

一條行房ノ令妹ニシテ内助ノ功アリシ方  
ニテ新田公戰歿ノ後ハ群馬縣新田郡尾島  
町武藏島ニ一生公ノ冥福ヲ祈リ終ラレタ  
リトアリテ昭和三年ニ官民協同碑ヲ建テ  
ラレタノデアリマス